

新宿区の医療的ケア児の取組みについて

新宿区福祉部障害者福祉課長
井出 修

目次

- 1 新宿区の概要
- 2 これまでの経過
- 3 連絡会の発足
- 4 これからの新宿区医療的ケア児支援関係
連絡会について
- 5 今後の課題・方針



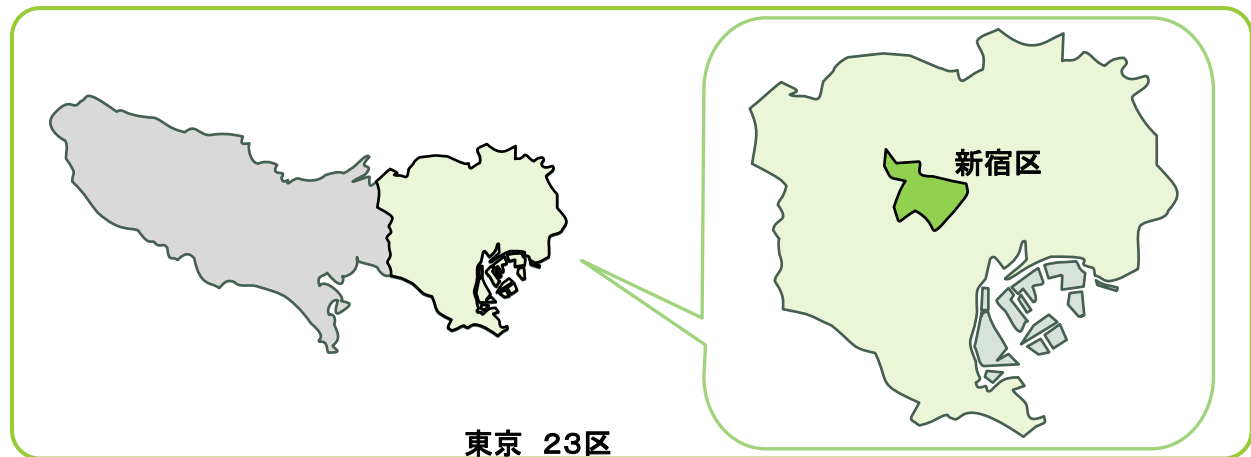
1 新宿区の概要

●人口 348,804人 (令和元年5月1日現在)

●障害者の状況 (令和元年4月現在) 障害者手帳所持者数

・身体障害者手帳所持者	11,028人
・愛の手帳所持者	1,670人
・精神障害者保健福祉手帳所持者	3,013人

●新宿区の位置



国立国際医療研究センター、東京女子医大病院、慶応大学病院、東京医大病院、東京山手メディカルセンター、新宿メディカルセンター、都立大久保病院、聖母病院等の大病院が多い地域。区立で肢体不自由児の特別支援学校を設置。

2 これまでの経過

国等の動き

- 平成28年6月3日に公布された児童福祉法の改正において、第56条の6第2項「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされた。
- 第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画においても、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置が成果目標として位置づけ※参考資料あり

最初の一歩

平成29年10月に子ども総合センターにおいて医療的ケア児に係る協議の場についてのあり方検討会を開催し、「医療的ケアの必要な児童の状況」の調査を障害者福祉課(福祉部)、保健センター(健康部)、子ども総合センター(子ども家庭部)との協働で実施

※はじめて医療的ケアのある児童の実数を把握した
0才～18才 53名(平成29年10月当時)

第3章 第1期新宿区障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画の目標

1 第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

【区の考え方と目標】

○児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

○保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

子ども総合センターで平成28年度から保育所等訪問支援を開始しています。今後は利用促進に向け、周知に努めます。

○重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1ヵ所以上確保します。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の協議会等を活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場とできるよう、検討を行います。

3 連絡会の発足

位置づけ

医療的ケア児に係る協議の場についてのあり方検討会において、障害者福祉課(福祉部)を主管として連絡会を開催することが決定。

障害者自立支援ネットワーク事業の分野別会議として位置付けた。

※参考資料あり

平成30年度第1回 開催

平成30年1月22日 新宿区役所にて「第1回新宿区医療的ケア児支援関係機関連絡会」として開催
テーマ「地域生活を支えるための現状と課題」についての情報交換

新宿区障害者自立支援協議会 運営体制図

障害者自立支援協議会

地域課題を共有して
障害者と支援者をサポート

障害者計画等の推進

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議 (障害者総合支援法第89条の3)

差別解消部会
(障害者差別解消支援地域協議会)

障害を理由とする差別に関する相談事例の
情報交換と解消するための取組みの協議
(障害者差別解消法第17条～18条)

相談支援部会

相談事例から体制の課題の共有と
相談事例から必要となる支援体制の
協議
・社会資源マップへの意見等

運営会議

・協議会や部会に諮る協議事項の調整
(例) 個別課題
委員からの提案のあった協議事項
事務局からの報告事項 など

事務局

・資料(通知、配布資料等)調整
・各障害者自立支援ネットワークとの連絡調整
・その他の諸事務

障害者施策推進協議会

①障害者計画に関する事項を処理
②施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議し、実施状況を監視
③施策の推進について関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議
(障害者基本法第6条第4項第1～3号)

連携

障害者自立支援ネットワーク

- ・障害者相談支援窓口連絡会
- ・特定相談支援事業所連絡会
- ・障害福祉サービス事業所懇談会
- ・障害者就労支援ネットワーク会議
- ・進路対策連絡会
- ・身体・知的相談員連絡会
- ・ピアカウンセラー懇談会
- ・医療的ケア児支援関係機関連絡会
- ・ケース会議 など

連携

障害者支援に関わる関係機関

福祉、保健、医療、教育、就労その他関係する機関、事業所など

【自立支援ネットワーク】

・職員相互研修 ・スーパーバイザーの派遣 など

【地域生活支援体制研修】

・区内指定障害福祉サービス事業所の専門性を向上させるための研修

研修事業

支援

障害当事者・家族等

障害者自立支援ネットワークとの関係

障害者自立支援協議会



連携

障害者自立支援ネットワーク

障害者(児)が地域で自立した生活を送るための支援を行うにあたって、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労機関等で障害の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者間の効果的な連携を確保

分野別会議

障害者相談支援窓口連絡会

- ・障害者相談支援窓口の担当者による連絡会
- ・年6回(偶数月)

特定相談支援事業所連絡会

- ・特定相談支援事業所の担当者による連絡会
- ・年4回(5月、9月、11月、2月)

障害福祉サービス事業所懇談会

- ・事業所及び新宿区の情報交換・意見交換、制度改正等の周知
- ・年1回(事業所集団指導内で実施)

障害者就労支援ネットワーク会議

- ・就労支援の取り組みに関する情報交換

ピアカウンセラー懇談会

- ・障害当事者による相談の報告会
- ・年1回

身体・知的相談員連絡会

- ・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく相談員の技術向上等
- ・年1回(3月ごろ)

進路対策連絡会※

- ・特別支援学校卒業後に向けての進路対策に関する連絡会
- ・年3回(7月、12月、2月)

医療的ケア児支援関係機関連絡会

- ・関係機関による医療的ケア児に関する地域課題や対応策の検討
- ・実施時期や回数は未定

ケース会議※

- ・支援が必要な障害者等に関する状況把握・サービスの検討等
- ・随時

支援

障害当事者・家族等

障害者支援に関わる関係機関

※進路対策連絡会・医ケア児連絡会・ケース会議については個人情報扱うため、支援協議会事務局が情報収集

4 これからの新宿区医療的ケア児支援関係機関連絡会について

特色

- 東京医療的ケア児コーディネーターを新宿区基幹相談支援センターに配置し、連絡会の取りまとめを行う。
- 開かれた場とするために、区の行政機関（福祉、教育、保育、保健）、特別支援学校、地域の居宅介護事業所、訪問看護事業所、児童通所事業所、障害児相談支援事業所のほか、当事者もオブザーバーとして参加（新宿区肢体不自由者父母の会、新宿区医療的ケア児親の会）

内容 (予定)

- 情報交換
- 講演会の企画
- 医療連携（大学病院とコラボした事例検討会の実施）
- 退院時の支援ガイドブックの作成

5 今後の課題・方針

連絡会により、支援関係機関間の連絡体制の強化や顔の見える関係作りは進んでいるが、取り組むべき課題は多い。

● 障害児相談支援事業所の不足

児童については、新宿区立基幹相談支援センター、新宿区立子ども総合センターあいあい以外の選択肢がなく、セルフプラン率が90パーセントを超えている。

● 地域で受け入れるための施設整備

医療的ケアが必要な特別支援学校卒業生が増加傾向にあることに加え、障害の重度化や高齢化により医療面でのケアが必要な方が増えている。看護師だけでなく、介護職員 のスキルアップも必要であり、第3号研修を進めているが、今後受け入れ可能施設を増やすことも避けられない。

また、医療的ケアを行う施設の指導医の確保も課題である。

医療的ケアの受け入れをしている区内施設等

- ・学校 新宿区立新宿養護学校（小・中）
- ・生活介護 新宿区立あゆみの家、シャロームみなみ風、新宿けやき園
- ・施設入所支援 シャロームみなみ風、新宿けやき園
- ・短期入所 シャロームみなみ風、新宿けやき園 ※0才から15才までは区内で泊まれるところがない。
- ・児童通所施設 新宿区子ども総合センターあいあい、ノーサイド新宿@Leaf、居宅訪問型児童発達支援（ナンシー）
- ・保育 居宅訪問型保育（アニー）

ご清聴ありがとうございました